

提出書類チェックリスト（育成医療）

【注意】原則として、治療開始前の申請が必要です。次の書類を区役所に提出してください。

1. 生活保護世帯の方	
チェック欄	用意する書類
	自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書
	自立支援医療（育成医療）意見書
	生活保護適用証明書
	（人工透析の方）特定疾病療養受療証
2. 市民税非課税世帯の方	
チェック欄	用意する書類
	自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書
	自立支援医療（育成医療）意見書
	保険証の写し、資格情報のお知らせの写し、資格確認書の写しのいずれか ※写しが提出できない場合、マイナポータルの健康保険証情報の画面か、マイナンバーカードの提示も可 ※どなたの分が必要かについては、次のページを確認してください。
	収入申告書
	（人工透析の方）特定疾病療養受療証
3. ①市民税課税世帯（市民税所得割が23万5千円未満）の方 ②市民税課税世帯（市民税所得割が23万5千円以上）で、障害要件（※）を満たす方 ※障害要件：じん臓機能障害／小腸機能障害／免疫機能障害／心臓機能障害（心臓移植術後の抗免疫療法に限る）／肝臓機能障害（肝臓移植術後の抗免疫療法に限る）	
チェック欄	用意する書類
	自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書
	自立支援医療（育成医療）意見書
	保険証の写し、資格情報のお知らせの写し、資格確認書の写しのいずれか ※写しが提出できない場合、マイナポータルの健康保険証情報の画面か、マイナンバーカードの提示も可 ※どなたの分が必要かについては、次のページを確認してください。
	（人工透析の方）特定疾病療養受療証
4. 市民税課税世帯（市民税所得割が23万5千円以上）で、医療保険制度で、過去12か月間に同一世帯で高額療養費を3回以上受けた方	
チェック欄	用意する書類
	自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書
	自立支援医療（育成医療）意見書
	保険証の写し、資格情報のお知らせの写し、資格確認書の写しのいずれか ※写しが提出できない場合、マイナポータルの健康保険証情報の画面か、マイナンバーカードの提示も可 ※どなたの分が必要かについては、次のページを確認してください。
	自立支援医療の申請日前12か月以内に、3月以上高額療養費を受給したことが分かる書類 例）高額療養費の支給通知書の写し、限度額認定証と医療機関からの領収書

* 保険証情報の確認が必要な方は、次のとおりです。

健康保険などの種類	保険証情報の確認が必要な方
国民健康保険の方	同じ国民健康保険に加入している方全員分の保険証 (保護者が後期高齢者医療の場合、後期高齢者医療の保険証も必要)
健康保険や共済組合の被保険者	受診者のみの保険証
健康保険や共済組合の被扶養者	受診者の保険証と被保険者の保険証